

岩見沢市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和7年1月30日 木曜日 午後2時50分から
午後3時20分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室1・2

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 陸	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)

委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員

委 員	山 田 辰 弘	(議席 1 8 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 2 0 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議長

只今より、令和7年岩見沢市農業委員会第1回総会を開催いたします。

新年の第1回目の総会ですので、ここで「岩見沢市農業委員会憲章」の朗読をいたします。委員全員によるご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

はじめに私が「1つ農業委員会は」と読み上げますので、そのあと皆さんでご唱和をお願いいたします。

(岩見沢市農業委員会憲章 唱和)

ご着席下さい。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号2番久保委員、3番吉成委員をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

1月6日、岩見沢市新年交礼会、1月7日、岩見沢市農民協議会新年交礼会が、ホテルサンプラザで開催されました。

1月14日、JAいわみざわ地域農業再生協議会臨時総会が、JAいわみざわ本所で開催されました。そして、同日に令和6年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が美瑛市で開催され、日笠代理、委員数名が出席しております。

そして今日、第1回総務委員会が開催されております。

また、地域計画策定に係る地域協議につきましては、1月6日、15日、16日に各地域で実施されましたが、この3日間で全協議を終了しております。

以上でございます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借59番外8件の賃借権の設定です。

次に、議案5ページから6ページ別紙2から別紙3の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権97番外15件の所有権移転の設定です。

次に、議案7ページ別紙4の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借5番外8件の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第192号で令和6年12月27日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。

船戸係長
議長
船戸係長

議長

森田係長 議 長 森田係長	説明を求めます。 議長、農地係長。 農地係長。 総会議案 8 ページ、報告第 3 号、照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。 今回の件数は 1 件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。 内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。 まず、総会議案 9 ページ、照会番号 1、文書番号、日記第 5 8 号、照会年月日、令和 6 年 1 2 月 2 日です。 まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、住宅が建築されており、非農地の判定をいたしました。 次に、転用許可の有無については、昭和 5 2 年 3 月 5 日付けで農地法第 5 条の転用許可がされていることを確認いたしております。 建物建築の制限は、容積率 6 0 %、建ぺい率 4 0 %、日影制限ありで、都市計画区域内の、第 1 種低層住居専用地域となっております。 以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 次に審議に入ります。 日程 6、議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。 説明を求めます。
船戸係長 議 長 船戸係長	議長、振興係長。 振興係長。 それでは、総会議案 1 1 ページ、議案第 1 号、農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。 総会議案 1 2 ページ、整理番号 1 番から 2 番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、1 月 8 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。 本案件については、農地法第 1 8 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 日程 7、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。 説明を求めます。
米澤主査 議 長 米澤主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 それでは、総会議案 1 3 ページ、議案第 2 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。 議案 1 4 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番から 2 番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

森田係長
議 長
森田係長

日程 8、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。
説明を求めます。
議長、農地係長。
農地係長。

それでは、総会議案 15 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 6 件で、内訳につきましては、所有権の設定が 1 件、賃借権の設定が 3 件、使用貸借権の設定が 2 件でございます。

総会議案 16 ページ、整理番号 1 番の譲渡人は、経営規模縮小のため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田、畑共 [] です。

なお、申請地は 1 月 10 日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の貸主は、高齢となり耕作困難なため、所有する農地を賃借権の設定により近隣農業者へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は 1 月 10 日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号 3 番に記載の貸主は、高齢となり耕作困難なため、所有する農地を賃借権の設定により近隣農業者へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で []

です。

なお、申請地は 1 月 10 日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案 17 ページ、整理番号 4 番に記載の貸主は、所有する農地を賃借権の設定により農地所有適格法人へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は 1 月 10 日に川北委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案 18 ページ、整理番号 5 番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により後継者に貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、経営の安定を図るものです。

なお、申請地は 1 月 10 日に岩瀬委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号 6 番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により農地所有適格法人に貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は 1 月 10 日に坂野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

議 長

森田係長
議 長
森田係長

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 9、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案 19 ページ、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は 1 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議 20 ページ、整理番号 1 番に記載の申請人は、現在保有している農業用倉庫が、生産量に対して稼働能力不足となったため、経営地に隣接する申請地を転用し、農業用倉庫、資材置場、雪堆積場、通路の造成を行うものです。

申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり、農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

本申請地は、1 月 16 日に周辺農地の利用状況等を含め、長井委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程 10、議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

日笠代理

最初に第 1 地区ですが、ここで、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 25 ページ、賃貸借 70 番について説明をお願いいたします。

吉成常任委員長。

吉成委員長

第 1 地区常任委員会より、ご説明いたします。

第 1 地区常任委員会より、賃貸借 70 番についてのみ、先にご説明いたします。

議案 25 ページ、賃貸借 70 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業 5 年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日笠代理

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除いたします。

議 長

それでは、第 1 地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

吉成常任委員長。

吉成委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案 23 ページから 24 ページ、賃貸借 68 番から 69 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業 5 年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案 26 ページ、所有権 114 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 吉成常任委員長は自席にお戻りください。 次に第2地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。 それでは、総会議案27ページ、賃貸借71番について説明をお願いいたします。 森常任委員長。
森委員長	第2地区常任委員会より、ご説明いたします。 第2地区常任委員会より、賃貸借71番についてのみ、先にご説明いたします 議案27ページ、賃貸借71番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年 貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。 それでは、第2地区の残りの案件について説明をお願いいたします。 森常任委員長。
森委員長	それでは、残りの案件について、ご説明いたします。 議案28ページ、賃貸借72番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地 を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るもの です。 次に、議案29ページから30ページ、所有権115番から116番の譲渡人は、高齢 で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規 模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 森常任委員長は自席にお戻りください。 次に第5地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。 それでは、総会議案34ページ、使用貸借14番について説明をお願いいたします。 川北常任委員長。
川北委員長	第5地区常任委員会より、ご説明いたします。 第5地区常任委員会より、使用貸借14番についてのみ、先にご説明いたします 議案34ページ、使用貸借14番の貸主は、高齢で耕作が困難なため、農地を貸し付け るもので、借主は隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。 それでは、第5地区の残りの案件について説明をお願いいたします。 川北常任委員長。
川北委員長	それでは、残りの案件について、ご説明いたします。 議案31ページ、賃貸借73番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年

貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案３２ページから３３ページ、所有権１１７番から１１８番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、労働力に余裕があるので、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案３５ページから議案３６ページ、使用貸借１５番から１６番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

川北常任委員長は自席にお戻りください。

次に第６地区の説明をお願いいたします。

坂野常任委員長。

坂野委員長

第６地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案３７ページ、賃貸借７４番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業５年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案３８ページ、所有権１１９番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受け、経営の安定を図るものです。

次に、議案３９ページから４１ページ、所有権１２０番から１２２番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案４２ページ、使用貸借１７番の貸主は、耕作不便な農地を使用貸借により貸し付けて、農作業の効率化を図るもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

坂野委員長は自席にお戻りください。

次に第７地区の説明をお願いいたします。

長森常任委員長。

長森委員長

第７地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案４３ページから４４ページ、賃貸借７５番から７６番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業５年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、事務局より報告があります。

土井局長

本総会前に開催されました総務委員会において、令和７年３月開催の総会等の日程の変更と、令和７年度の岩見沢市農業委員会の年間計画について協議され、その結果、お手元に配布いたしました日程表のとおり開催することで、協議が整いましたのでご報告いたします。

最初に「令和６年度岩見沢市農業委員会年間計画」をご覧ください。

今回の変更は、令和7年3月の総会等の日程において、総会後の農用地利用集積計画の告示日に変更が生じたことから、網掛け部の日程がそれぞれ1営業日繰り上げられるものでございます。

告示日の変更理由は、昨年11月に深川市で開催された研修会において、本年度、地域計画の公告を年度末、3月31日月曜日に予定している自治体においては、農用地利用集積計画の告示を、その1営業日前日となる3月28日金曜日までに告示しなければならないと示されたことによるものでございます。

これにより、当市におきましても農用地利用集積計画の告示日を3月31日月曜日から28日金曜日に1営業日繰り上げ、それに伴い、総会開催日を3月28日金曜日から27日木曜日、議案発送日を3月21日金曜日から3月20日木曜日は祝日なので19日水曜日に、議案印刷も3月19日水曜日から18日火曜日に繰り上げるものです。

なお、総会開催時間の15時に変更はなく、会場は2階会議室2-1, 2, 3を予定しております。

次に「令和7年度岩見沢市農業委員会年間計画」についてご説明いたします。

左下、8月の日程の下にあります「総会」の欄をご覧ください。

記載のとおり、開催場所は4階委員会室を基本として、5、6月のみ3階会議室3-1, 2, 3で開催を予定しております。

開始時間は、従来どおり15時からを基本としておりますが、計画表の内、太字で示しております4、5、6、8、12月は、総会時間が15時ではありませんのでご留意願います。特に5月と6月は、異例ではありますが会場の都合上、午前10時開始としております。お間違いのないようよろしくお願いいたします。

なお、今後も会場、開始時間とも、緊急の案件等が発生した場合は、再度調整しご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、総務委員会における協議結果の報告でした。

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月2月の総会ですが、2月27日(木)午後3時00分から、市役所2階会議室1・2・3で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

議 長